

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

令和6年4月1日

会議の名称	庁議
開催日時	令和6年4月1日（月）14時50分～15時10分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 教育政策部長 今野美香 <p style="text-align: right;">（計14人）</p>
欠席者職氏名	選挙管理委員会事務局長 榎本章一
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松永仁 【報告】 1 総合行政部長 村山修 2 総務部長 豊島俊二 3 総務部長 豊島俊二 4 子ども・健康部長 近藤政雄
議題	【付議】 1 第二次志木市将来ビジョン策定方針について 【報告】 1 市民ホール等の貸出しについて 2 令和6年度志木市一般会計補正予算の専決処分について 3 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について 4 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

結 果	<b>【付議】</b> 1 了承 <b>【報告】</b> 1～4 了解
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	
開会 総合行政部長が開会を告げる。  <b>【付議】</b> 1 第二次志木市将来ビジョン策定方針について ○概要説明：市長公室長 令和7年度をもって将来ビジョン（第五次総合振興計画）の計画期間が終了することから、引き続き、持続可能で未来に夢と希望が持てるまちづくりを推進していくために、令和8年度から令和17年度を計画期間とする第二次将来ビジョンの策定作業を開始するにあたり、策定方針を定めるもの。 <b>【基本的な考え方】</b> (1) 将来ビジョン（第五次総合振興計画）を継承したものとし、将来構想、基本計画の2層構成とする。 (2) 計画策定にあたり、市民ワークショップを実施し、市民に参画していただく。 (3) 第二次将来ビジョン前期基本計画はまち・ひと・しごと創生総合戦略の機能を持つものとする。  <b>【報告】</b> 1 市民ホール等の貸出しについて ○概要説明：総合行政部長 庁舎の有効利用及び庁舎周辺の賑わいづくりの一環として、庁舎施設の一部を市民に貸出す、「志木市庁舎市民ホール等の貸出に関する要綱」を施行したので報告するもの。	

## 2 令和6年度志木市一般会計補正予算の専決処分について

### ○概要説明：総務部長

令和6年度志木市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付けで専決処分をしたので、報告をするもの。

なお、地方自治法第179条第3項の規定により、直近の令和6年4月臨時会において承認を求める予定。

補正予算の内容（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額		補正後予算額
一般会計（第1号）	30,454,000	817	→	30,454,817

## 3 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

### ○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、志木市税条例及び志木市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要があるため、専決処分をしたので、報告するもの。

#### （1）専決処分日

令和6年3月30日

#### （2）改正条例

志木市税条例

志木市都市計画税条例

#### （3）改正要旨

志木市税条例

①個人住民税に係る特別税額控除の追加について

②固定資産税の課税標準の特例事項の追加について

志木市都市計画税条例

都市計画税の課税標準の特例事項の追加について

#### （4）施行日

令和6年4月1日

#### 4 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○概要説明：子ども・健康部長

地方税法施行令の改正に伴い、緊急に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和6年3月30日に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

(1) 専決処分日

令和6年3月30日

(2) 改正条例

志木市国民健康保険税条例

(3) 改正要旨

均等割及び平等割の軽減判定基準の見直し

【5割軽減の場合】

$43万円 + (\text{被保険者数}) \times 29万円以下$

↓

$43万円 + (\text{被保険者数}) \times 29.5万円以下$

【2割軽減の場合】

$43万円 + (\text{被保険者数}) \times 53.5万円以下$

↓

$43万円 + (\text{被保険者数}) \times 54.5万円以下$

(4) 施行日

令和6年4月1日（令和6年度課税分から適用）

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。